

## 12. 通商分野

通商(1)	海外子会社等に対する技術の提供に関する規制の緩和 【新規】
規制の現状	海外子会社等に対し、外為法で規制対象となっている技術を提供する場合、居住者と非居住者間の取引となることから、役務取引許可の申請をしなければならない。
根拠法令等	外国為替及び外国貿易法第25条 外国為替令第17条 外国為替令別表
要望内容	海外子会社等に対して外為令別表に記載されている技術を提供する場合の役務取引許可申請手続を合理化・簡素化すべきである。特に、コンプライアンス優良事業者に対しては、少なくとも同表5から15項に記載されている技術の提供について、より簡素化された手続で包括許可を取得できるよう措置すべきである。
要望理由	<p>現行の規制の下では、許可を取得するまでの手続が煩雑なことから、イントラネット等を利用した、海外子会社等、グループ会社間で共有する技術情報のレベルを、許可が不要な範囲に限定しており、海外子会社等と国内の親会社との間で情報格差が生じてグローバルな事業活動に支障が出ている。</p> <p>当会では、「実効ある安全保障貿易管理に向けて制度の再構築を求める」(2007年3月)において、「コンプライアンス優良事業者に対する優遇措置の拡充」を要望している。2008年3月にとりまとめられた、産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会制度改正ワーキング・グループの「最終とりまとめ」においても、「親会社が海外子会社における輸出管理についてより一層の影響力を行使する仕組みを整備する、あるいは、企業グループ全体の輸出管理をより一層向上させる等を前提として、一定の範囲で輸出管理手続の合理化・簡素化を行うことが考えられる」と指摘されているところである。</p> <p>イントラネットを利用した情報共有の場合、IDパスワードによる管理体制の構築等、管理の徹底により、グループ外への情報漏洩の危険性を極めて低くすることが可能なことから、手続の合理化・簡素化の対象となり得るものと考え</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課

通商(2)	クロスフローろ過器(水処理膜)の輸出許可申請書類の簡素化【新規】
規制の現状	ポリフッ化ビニリデン(PVDF)製中空糸膜モジュールはクロスフロー方式のろ過という形式をとり、輸出貿易管理令上のリスト規制対象品目に該当することから、輸出許可の申請をしなければならない。
根拠法令等	外国為替及び外国貿易法第48条 輸出貿易管理令別表第1 3の2(2)4 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第2条の2第2項第4号 輸出貿易管理令の運用について(最終改正:平成20年3月26日付)
要望内容	クロスフローろ過器、特にPVDF製中空糸膜モジュールを利用したクロスフローろ過器の輸出許可申請書の添付書類を簡素化すべきである。
要望理由	<p>運用通達「輸出貿易管理令の運用について」別紙注3①に掲げられた32カ国を除く国・地域を仕向地とするクロスフローろ過器の輸出許可を取得するためには、少なくとも計8種類の添付書類の提出が求められている。これらのうち、特に『「添付書類通達」の記の1の(3)(a)③の書類』、『「大量破壊兵器通達」の別記3の「1」の書類』、『貨物の種類及び仕向地に応じた「大量破壊兵器通達」の別記4の1のA又は2のAの誓約書』等の作成にあたっては、製品の輸入元あるいは需要者である海外の顧客に対して、必要な情報提供(たとえば当該貨物を使用するプラントの全体図及び最終製品の製造フロー図)及び誓約書の作成を要請する必要があり、多くの手間を要し、負担が大きい。</p> <p>海外の顧客が、上記モジュールと同規格のクロスフローろ過器を製造・販売する欧米企業から輸入する場合には、日本企業から輸入する場合と異なり、情報提供の要請を一切受けることがないと聞いており、そのため、日本企業は多くの商機を逸していると考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易審査課